

令和8年度 領事手数料表

	種 別	単位メティカル	
旅券関係	10年有効旅券の新規発給	一般 7,000	
	5年有効旅券の新規発給	一般 4,850	
		12歳未満の申請 2,700	
	一般旅券の渡航先追加		690
	渡航書の発給		1,070
	※新手数料は4月1日申請時より適用されるため、例えば3月29日に申請し、4月2日交付する場合、3月29日現在の旧手数料（令和7年度の手数料）となります。 ※旅券を申請したが、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が以下のとおり通常より高くなります。 10年旅券：9,570MZN 5年旅券：7,420MZN 5年旅券（12歳未満）：5,280MZN ※旅券の査証欄に余白がなくなった場合でも増補はできません。（1）有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」、あるいは、（2）切替申請として新たな旅券（5年又は10年の有効期間）のいずれかの発給申請をしていただくこととなります。 残存有効期間同一旅券：2,700MZN 発行後6ヶ月以内に受領しない場合、手数料が通常より高くなります 残存有効期間同一旅券：5,280MZN		
	【オンライン申請】※旅券のみ。証明業務及び査証業務手数料は窓口申請と同額		
	10年有効旅券の新規発給		6,820
	5年有効旅券の新規発給		4,680
	5年有効旅券の新規発給（12歳未満）		2,530
帰国のための渡航書		1,070	
※旅券を申請したが、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券をオンラインで申請する際は、手数料が以下のとおり通常より高くなります。 10年旅券：9,400MZN 5年旅券：7,250MZN 5年旅券（12歳未満）：5,110MZN 残存有効期間同一旅券（オンライン申請）：2,530MZN ※発行後6ヶ月以内に受領しない場合、手数料が通常より高くなります 残存有効期間同一旅券（オンライン申請）：5,110MZN			
証明関係	遺産の保護管理		遺産の額の2/100
	遺言の公証		2,450
	国籍証明		1,890
	在留証明		520
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		520
	職業証明		860
	翻訳証明		1,890
	署名又は印章の証明	イ.官公署に係るもの	1,930
		ロ.その他のもの	730
	遺骨証明		1,070
	原産地証明		1,890
	日本品の外国輸入証明		1,630
	船内遺留品目録証明		390
	航行報告証明		560
	第8号から前号までに掲げるもの以外の証明		900
査証関係	一般入国査証	一般 1,290	
		インド人 360	
	数次入国査証	一般 2,580	
		インド人 360	
	通過査証	一般 300	
		インド人 30	
再入国の許可の有効期間の延長		1,290	
難民旅行証明書の有効期間の延長		1,070	